

令和2年度「神戸市空き家再生等推進事業」募集案内

神戸市では、民間事業者等に対して、空き家住宅及び空き建築物を地域の活性化に資する地域活動や地域住民の交流拠点等の用途に活用するための当該住宅等の改修費についての補助を実施します。なお、審査基準に基づき、事業の審査を行うため、必ず採択されるものではありません。また、申請にかかる工事は、補助金交付決定通知があるまで、契約及び着手できませんので、ご注意ください。

【補助要件】

○対象物件

神戸市内にあり、おおむね1年以上空き家となっている住宅又は建築物(以下、「空き家」という)

○対象者

空き家の所有者(予定者を含む)または空き家の賃借人(予定を含む)

※市税の滞納者や暴力団員等は対象となりません。

○対象事業

地域コミュニティ維持・再生を目的とした事業で、10年以上対象物件を下記の用途に活用することが条件です。

- ・滞在体験施設
- ・交流施設
- ・体験学習施設
- ・創作活動施設
- ・文化施設
- ・その他市長が認める用途

※宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益を害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動は認めません。



活用イメージ

○補助件数

若干数

○補助内容

改修工事にかかる費用の2/3(ただし、2,333千円を上限とします。)

○補助対象工事

- ・台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
- ・給排水、電気又はガス設備の改修工事
- ・屋根又は外壁等の外装の改修工事
- ・壁紙の張替え等の内装の改修工事
- ・耐震改修工事
- ・その他市長が認める工事

※ 改修後の空き家は、耐震基準を満たす必要があります(旧耐震の空き家は耐震改修工事が必須です。)。なお、耐震診断費用は補助対象外となります。

【募集方法】

○募集期間

令和2年4月1日(水曜)から令和2年6月30日(火曜) 10時から17時まで(水曜・日曜・祝日を除く)

○応募方法

申請書類を作成し、【申し込み・問い合わせ先】に持参してください。

○申請書類

神戸市ホームページよりダウンロードしてください。

【採択方法】

○審査

- ・審査基準は「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会設置要綱」をご確認ください。
- ・審査会において、事業の実効性や継続性について審査を行いますので、必ず採択されるものではありません。
- ・必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

○採択

- ・採択にあたっては、条件を付す場合があります。

【注意事項】

- ・耐震性が確保されているまたは改修により確保することが必要です。
- ・10年以上継続して活用することが必要です。
- ・移転に要する経費の補助は認めません。
- ・賃貸として活用することも可能ですが、活用を予定している法人または個人が決定していることが必要です。
- ・都市計画法、建築基準法、旅館業法等の許可等が必要な場合があります。事前に、各関係部局にご相談ください。
- ・申請にかかる工事は、補助金交付決定通知があるまで、契約及び着手できません。
- ・本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、国または地方公共団体から重複して補助を受けることはできません。当該事実が判明した場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。
- ・本事業完了後、実績報告書を提出する必要があります。
- ・実績報告書の審査及び現地確認により完了検査を行った結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、申請者からの請求に基づき補助金を指定口座へ振り込みます。
- ・詳しくは、「神戸市空き家再生等推進事業補助金交付要綱」及び「神戸市空き家再生等推進事業補助金審査会設置要綱」をご覧ください。その他、補助金交付要綱に記載のない事項については「神戸市補助金等の交付に関する規則」をご確認ください。

申し込み・問い合わせ先

神戸市すまいとまちの安心支援センター“すまいるネット”

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

〔電話〕078-647-9933(水曜・日曜・祝日を除く) 10:00~17:00

※ 当該制度は神戸市の補助制度になります(制度所管課:都市局空家空地活用課)